

くらしのフレッシュ便



相談ファイル

～パソコン内職トラブル～

《相談内容》

1年前、求人情報誌で在宅ワークの仕事をみつけ、求人先に電話連絡したところ、「パソコン教材を購入し、試験に合格すれば、月5万円以上の収入になるよう仕事を紹介する」と説明があったので、パソコン教材を60万円で契約した。結局、仕事の紹介は一度だけで、その後はいくら仕事を請求しても紹介されず、最近その業者が倒産したことがわかった。

今後のクレジットの支払いをしたくないが、どうしたらよいか。



《アドバイス》

仕事を提供すると勧誘しながら、実際は高額な商品等を売り付けることを目的とした商法を内職商法といいます。

内職商法で業務提供誘引販売にあたる場合は、契約書面を受け取った日を含めて20日以内であれば、クーリング・オフ制度により無条件で契約を解除することができますが、実際は講座の受講や内職をしてみてもおかしいと気づき、すでにクーリング・オフ期間が過ぎてしまっているという場合も少なくありません。

クレジット契約で商品等を購入して、販売会社との間で「商品に欠陥がある」「商品を買う条件になっているサービスの提供がない」等のトラブルが生じた場合、一定の条件を満たせば、トラブルが解決するまでの間支払いの停止を申し出ることができます。

このケースについては、商品の購入条件になっている仕事が紹介されなかったことを記載して、信販会社に今後の支払いを拒否する旨の通知を送付するよう助言したところ、後日それが認められたと連絡がありました。

トラブルを避けるためには、契約の内容や仕事の条件など重要なことを書面で確認することが大切です。内職を始める前にお金がかかるものは要注意です。

情報ファイル

ペットボトル加湿器 ～転倒時のやけどに注意～



ペットボトルをそのまま利用する安価な加湿器が出まわり、このペットボトル加湿器について「寝ているときに倒れて湯がこぼれ、幼児がやけどを負った」などという危害情報が国民生活センターに寄せられています。

国民生活センターで、ペットボトル加湿器の安定性や転倒時に流出する熱湯や蒸気によるやけどの危険性を調査したところ、重心が高いために転倒しやすく、転倒時流出する水の温度が高いため、やけどを負うおそれがあることが明らかになりました。

【アドバイス】

- ペットボトル加湿器は、構造上、安定性が悪く転倒しやすいので、やけどの事故が心配される乳幼児や高齢者のいる家庭には不向きです。
- 加熱式加湿器には、蒸気や加湿器内部の熱湯によってやけどを負う危険のある商品があるため、使用に際しては、設置場所などに十分注意しましょう。
- 使用する加湿器の加湿方式を理解し、正しい使用を心がけましょう。

消費生活相談状況(8月)

8月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、4,398件ありました。架空請求や不当請求の相談が依然として多く寄せられています。主な苦情相談は次の表のとおりです。

8月の苦情ワースト5

順位	商品・サービス	相談件数	主な相談内容
1	商品一般	1,014	債権回収業者から、葉書で身に覚えのない商品の請求があった。など
2	情報提供サービス	795	携帯電話に送られてきたURLをクリックしたら、いきなり登録になり、情報料を請求された。など
3	融資サービス	523	DM葉書を見て、借金一本化を申し込んだところ、保証金の前払いを求められたが信用できるか。など
4	レンタル・リース	139	賃貸住宅を退去するが、修繕費がかかるので敷金は返金できないと言われた。など
5	工事サービス	92	訪問販売で、屋根工事などの契約をしたが高額なので解約したい。など

～お知らせ～

消費者啓発講座

日時	場所	対象	講師
12月5日(月) 13:00～14:30	廿日市市 山陽女子短大	2年生	センター職員
12月9日(金) 13:30～15:00	廿日市市 串戸公民館	高齢者	消費生活アドバイザー 國政 義江